

令和 6 年村上市議会第 3 回定例会会議録（第 1 号）

○議事日程 第 1 号

令和 6 年 9 月 2 日（月曜日） 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願第 2 号 パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の実現に関する請願
- 第 5 請願第 3 号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立に係る意見書採択を求める請願書
- 第 6 請願第 4 号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書
- 第 7 報第 14 号 公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告について
報第 15 号 公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告について
- 第 8 報第 16 号 令和 5 年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 9 議第 71 号 専決処分承認を求めることについて
- 第 10 議第 72 号 令和 6 年度村上市一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 11 議第 73 号 村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 12 議第 74 号 村上市空家等を除却した土地に係る固定資産税の減免に関する条例制定について
議第 75 号 子どもに係る医療費助成の一部負担金無償化に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
議第 76 号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 77 号 村上市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 78 号 村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 79 号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議第 80 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 13 議第 81 号 村上市蒲萄スキー場条例等を廃止する条例制定について
- 第 14 議第 82 号 令和 6 年度村上市一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 15 議第 83 号 令和 6 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 84 号 令和 6 年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第 1 号）
議第 85 号 令和 6 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

	議第 8 6 号	令和 6 年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
	議第 8 7 号	令和 6 年度村上市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
第 1 6	議第 8 8 号	令和 5 年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
第 1 7	議第 8 9 号	令和 5 年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
	議第 9 0 号	令和 5 年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議第 9 1 号	令和 5 年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
	議第 9 2 号	令和 5 年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議第 9 3 号	令和 5 年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議第 9 4 号	令和 5 年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議第 9 5 号	令和 5 年度村上市上水道事業会計決算認定について
	議第 9 6 号	令和 5 年度村上市簡易水道事業会計決算認定について
	議第 9 7 号	令和 5 年度村上市下水道事業会計決算認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

1 番	魚 野 ル ミ 君	2 番	佐 藤 憲 昭 君
3 番	野 村 美 佐 子 君	4 番	富 樫 光 七 君
5 番	上 村 正 朗 君	6 番	菅 井 晋 一 君
7 番	富 樫 雅 男 君	8 番	高 田 晃 君
9 番	小 杉 武 仁 君	10 番	河 村 幸 雄 君
11 番	渡 辺 昌 君	12 番	尾 形 修 平 君
13 番	鈴 木 一 之 君	14 番	鈴 木 い せ 子 君
15 番	川 村 敏 晴 君	16 番	姫 路 敏 君
17 番	長 谷 川 孝 君	18 番	大 滝 国 吉 君
19 番	山 田 勉 君	20 番	三 田 敏 秋 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 121 条の規定により出席した者

市 長	高 橋 邦 芳 君
副 市 長	大 滝 敏 文 君

教 育 長	遠 藤	友 春	君
政 策 監	須 賀	光 利	君
総 務 課 長	長 谷 部	俊 一	君
財 政 課 長	榎 本	治 生	君
企画戦略課長	山 田	美 和 子	君
税 務 課 長	永 田	満 幸	君
市 民 課 長	小 川	一 正	君
環 境 課 長	阿 部	和 昭	君
保健医療課長	押 切	淳 美	君
介護高齢課長	志 田	秀 一	君
福 祉 課 長	太 田	昌 哉	君
こ ども 課 長	山 田	良 実	君
農 林 水 産 課 長	小 川	充 和	君
地 域 経 済 課 長	富 樫	章 穂	君
観 光 課 長	田 中	民 雄	君
建 設 課 長	須 貝	秀 敏	君
都市計画課長	大 西	大 和	君
上下水道課長	稲 垣	豊 夫	君
会 計 管 理 者	大 滝	雄 大	君
農 業 委 員 会 長	高 橋	由 喜 夫	君
農 事 務 局	穴 戸	尚 美	君
代表監査委員	太 田	一 智	君
選 管 ・ 監 査 長	田 中	祐 也	君
消 防 長	小 川	智 子	君
学校教育部長	平 山	智 枝	君
生涯学習課長	平 田	忠 豪	君
荒 川 支 所 長	瀬 賀	き く み	君
神 林 支 所 長	五 十 嵐		
朝 日 支 所 長	大 滝		
山 北 支 所 長			

○事務局職員出席者

事 務 局 長	内	山	治	夫
事 務 局 次 長	鈴	木		渉
書 記	中	山		航

午前１０時００分 開 会

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから令和６年第３回定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、８番、高田晃君、１８番、大滝国吉君を指名いたします。御了承を願います。

日程第２ 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

去る８月２６日、議会運営委員会を開き、御協議いただいた結果、今定例会の会期はお手元に配付の会期及び日程案のとおり、本日から２６日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から９月２７日までの２６日間と決定をいたしました。

日程第３ 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第３、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、令和４年８月３日から大雨による災害関係の状況につきまして御報告いたします。令和４年の大雨災害から丸２年が経過をいたしました。荒川地区公民館の駐車場に設置をいたしました建設型応急仮設住宅につきましては、避難指示解除後に引き続き３世帯の方が入居されておりましたが、先月８月に全ての世帯が新たな生活拠点を確認し、転居いたしました。これにより建設型応急仮設住宅につきましては、本年１２月までに県において撤去される予定といたしております。また、借り上げ型応急仮設住宅に入居している３世帯の方、応急仮設住宅に入居した時期はそれぞれ異なるわけではありますが、最後に入居された世帯の方が本年１１月末に入居から２年を迎えることとなります。他の２世帯の方は、今月の９月にそれぞれ入居から２年を迎えることとなりますので、

順次入居いただいております借り上げ型応急仮設住宅につきましては、その役割を終える見込みとなっております。これにより、生活再建のため、建設型・借り上げ型の応急仮設住宅でお住まいいただいております全てのの方の生活拠点を確保することができたことから、そのタイミング、11月末日をもちまして災害対策本部を廃止する予定といたしているところであります。令和4年8月3日からの大雨による災害からようやく被災された全ての皆様の生活再建に向けた住家等、生活の拠点を確保していただくことができました。引き続き、令和4年8月3日からの大雨による災害によって被災された皆様はもちろんであります、全ての市民の皆様の安全で安心な生活を確保するため、施策の推進に注力をしてまいりたいと考えているところであります。

次に、災害復旧工事の状況についてであります、8月末現在の進捗率といたしましては、道路・河川等の公共土木施設で85.7%、上下水道施設では、水道施設で75%、下水道施設で100%、農地・農業用施設では98.4%、林業施設では95.1%となっております。復旧工事については、順調に推移していると考えておりますが、全ての市民の皆様が一日も早く安心していただけるように、引き続き全力で取り組んでまいります。また、本年は昭和39年6月の新潟地震から60年、昭和49年7月の新潟焼山噴火から50年、平成16年7月の新潟・福島豪雨、同年10月の中越大震災から20年、そして本市の山北地域に甚大な被害をもたらした令和元年6月の山形県沖地震から5年となる節目の年を迎えており、新潟県と県内市町村が連携し、防災・減災新潟プロジェクト2024の取組を行っているところであります。本市といたしましても、本庁及び支所庁舎等での防災パネル展をはじめ、6月に避難所設営訓練、7月に自主防災シンポジウム、8月に総合防災訓練を実施し、令和元年6月の山形県沖地震や令和4年8月の大雨災害の記憶を風化させないように、防災に関する催しを連動して行っているところであります。先月、8月25日に行われた総合防災訓練では、市内243自治会、約9,686人の方が参加され、それぞれの自主防災会などを中心に避難行動の確認や訓練を行っていただいたところであります。メイン会場の神林農村環境改善センター及びパルパーク神林では、昨年に引き続き、自衛隊をはじめ、国・県の関係機関や災害時に協力関係を結んでいる各団体の参加の下、情報収集や救助活動などにおける連携について、訓練を通じて確認をいたしたところであります。引き続き、誰一人取り残さないという強い信念に基づき、市民の皆様とともに災害に強い地域づくりを進めてまいります。

次に、連日の気温上昇に関する状況につきまして御報告申し上げます。9月に入りましたが、夜間は多少涼しく感じられるものの、日中の気温は依然として高く、暑さが厳しいと感じているところであります。本年、令和6年の新潟県への熱中症警戒アラートの発令は、8月末現在、20回となっており、気象庁の向こう3か月予報によりますと、北日本の日本海側では9月に入りましても気温が高い状況が続くと予測されています。こうした中、熱中症の疑いで救急搬送した件数は、本年8月末までに41件となっており、昨年の件数が69件であったことを踏まえると、約6割程度と少なく推移しているものの、依然注意を要する状況となっております。引き続き、室内の空調機器を適

切にお使いいただくことや、市内19か所のクーリングシェルターや涼みどころとして御協力をいただいている市内70か所の店舗や事業所などを御利用くださいますようお願いいたします。他方、高温や渇水に関し、農業面での被害につきましてはこれまでに報告はありませんが、引き続き気温や農業用水の状況などに注視していくとともに、稲の生育が進むことによる品質低下を起こさないよう、刈り入れ時期などの情報提供を適切に行ってまいりたいと考えております。また、近年、気候変動などの影響により、短時間でも強い降雨により排水が追いつかないような雨が降るといった状況が全国各地で見られますので、気温の上昇と併せて降雨の状況などにも気を配りながら、気象台など関係機関と連携し、災害の発生や人的被害の防止に努めてまいります。

次に、県消防ポンプ操法競技大会につきまして御報告申し上げます。本年、令和6年7月28日に佐渡市を会場に行われました第75回新潟県消防大会ポンプ操法競技会の小型ポンプの部で、山北方面隊中継チームが準優勝というすばらしい成績を収められました。昨年、第74回大会のポンプ操法競技会において、朝日方面隊岩沢チームが小型ポンプの部で優勝いたしており、本市代表として2年連続の上位入賞となりました。これも日頃からの厳しい訓練のたまものであり、心から敬意を表するとともに、その優れた技術を地域消防力の向上のために発揮してくださいますことを、大いに期待をいたしております。

次に、村上市の雇用促進に関する協定の締結につきまして御報告申し上げます。本年、令和6年7月22日に、本市と株式会社リクルートにおきまして、本市に所在する事業所等の雇用促進を図り、市内人口の増加と人材の定着を目的として、県内自治体としては初めてとなる協定を締結をいたしたところであります。本協定を契機として、市内事業者の採用力を強化し、多くの事業者が課題として抱えている人材不足の解消や働き方改革が進められることにより、事業を担う人材の確保やU・I・Jターンによる雇用が増加していくことを期待をいたしているところであります。

次に、太平電業株式会社との持続可能な地域づくりのための包括連携協定の締結につきまして御報告申し上げます。太平電業株式会社は、発電所など各種プラントの建設やそのメンテナンスを手がける日本有数の企業であり、自社でバイオマス発電所を運営するなど、サステナブルな社会づくりに積極的に取り組んでいる企業であります。このたび本市が目指す2050年までのカーボンニュートラルやゼロカーボンシティの取組、豊富な森林資源を活用した地域内サプライチェーンの構築など、本市の強みを生かした地域づくりとグリーンプロジェクトにおいて、双方の目的や目標が合致いたしましたことから、本年、令和6年7月29日に本市と太平電業株式会社において、持続可能な地域づくりのための包括連携協定を締結をいたしたところであります。今後は、市内での木質バイオマス発電事業を中心とした事業展開で連携し、ゼロカーボンシティの実現と農林業の活性化について、本市ポテンシャルの最大活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、トキエア株式会社との包括連携協定の締結につきまして御報告申し上げます。トキエア株式会社は、令和2年7月に革新的なモビリティサービスを通じて地域産業の活性化を目指すこと

をビジョンに掲げ、新潟を拠点として創業した地域に密着した航空会社であります。このトキエア株式会社とともに、全国に本市の魅力を届け、人と物の交流を高めることが本市の発展につながるとの考えの下、双方が合意し、先月、令和6年8月2日に包括連携協定を締結をいたしました。本市は、日本遺産、北前船寄港地・船主集落としての構成文化財を多く有する瀬波温泉エリアや笹川流れエリアなどをはじめとする観光資源、そして岩船米、村上牛、新潟県のブランドである越後本ズワイや新潟ノドグロ美宝など、全国に誇る食材の宝庫であります。今後こうした本市の特産品をはじめとするプロモーション事業や誘客事業など、様々な事業展開において連携し、本市経済の成長と発展に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、災害時における応援業務に関する協定の締結につきまして御報告申し上げます。先月の令和6年8月21日に、本市と市内でドローンによる空撮などを行っているアキファクトリー及びドローンスクールを運営している株式会社富士電子、一般財団法人防災ドローン実践研究会との間において、災害時における応援業務に関する協定をそれぞれ締結をいたしましたところであります。大規模災害時には、災害の状況把握や安否の確認などをいち早く的確に行うことが大切であり、令和元年6月に発生した山形県沖地震や令和4年8月に発生した大雨災害の際には、ドローンによる空からの状況把握がその後の支援活動や復旧活動に大きく貢献いたしましたところであります。先月、8月25日に実施をいたしました村上市総合防災訓練におきましても、災害発生を想定した訓練区域でのドローンによる情報収集活動の実践訓練で御協力をいただいたところであります。このたびの協定を通じ、市内で災害が発生または発生するおそれがある場合などには、素早く御支援をいただくことにより危険箇所に対する迅速な対応や救助活動につなげ、被害の軽減と市民の安全確保に大きく貢献するものと期待をいたしているところであります。

次に、2025年大阪・関西万博スペシャルサポーター、帆船オーシャンブルー・みらいへの岩船港への寄港につきまして御報告を申し上げます。帆船みらいへは、大阪・関西万博をPRするとともに、本市が日本遺産、北前船寄港地・船主集落に認定されたことを記念し、令和6年8月23日から25日にかけて、岩船港に寄港をいたしました。8月24日には、市内外から観覧に訪れた大勢の方々とともに入港歓迎セレモニーを行った後、みらいへの乗船見学も行われ、見学には1,100人を超える方に御参加をいただきました。見学された方々からは、帆船特有の美しい船体を間近に見ることができる貴重な体験となったという声をいただいたところであります。当日、埠頭に設置された北前船日本遺産の紹介ブースや物販、飲食ブースなども大勢の方でにぎわい、夜のライトアップを含めると約2,500人の方々に御来場いただいたところであります。改めて岩船港の持つ魅力を認識いたしましたところでありますし、岩船港の活性化はもちろんのこと、大阪・関西万博の機運醸成に向けて大きな成果につながったと考えているところであります。また、北前船日本遺産認定につきましては、日本遺産への認定を記念した講演会とパネルディスカッションを今月9月14日、村上市教育情報センターにおいて開催する予定といたしております。今後、北前船をゆかりとする市内各所に

残る宝を生かした地域活性化の取組についても進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、財政健全化集中取組期間における取組状況につきまして御報告申し上げます。本市は、令和6年度から令和8年度までの3年間を財政健全化集中取組期間と位置づけ、多方面からの歳入歳出の見直しによる収支バランスの均衡化に取り組んでいるところであります。このたび、職員からの改善アイデアを基として18項目を選定し、現在、事業レビューパート1として事務事業の改善を進めております。主な内容といたしましては、広告料収入の発掘として、7月にネーミングライツの導入など10項目の提案を政策監と若手職員の検討チームとしてまとめたところであり、現在、具体化に向けて作業を進めているところであります。また、基金等の運用につきましては、これまで定期預金のみによる運用を行ってきたところでありますが、今年度から債券による運用を開始したところであります。債券の運用におきましては、グリーンボンドやソーシャルボンドなどのSDGs債券を購入し、グリーンプロジェクトの推進や持続可能な社会づくりに向けた社会課題解決のための取組にも寄与していこうというものであります。このほか、各支所庁舎の休日・夜間警備体制の見直しや広報むらかみの発行回数の縮減など、歳出削減と歳入確保の取組を進めるとともに、代替手段を確保しつつ、市民への影響を抑え、経費の縮減が図られるよう取り組んでいるところであります。見直しの検討項目、事業レビューパート2では2項目を選定し、児童館機能を子育て支援センターへ集約することや小学校水泳授業をみどりの里きれい館などへ拠点化することなどを検討いたしているところであります。いずれの取組におきましても、少子高齢化や働き方改革が進む中で、サービスや内容に配慮しながら、事業効果と経費のバランスが高い次元で達成されるよう取り組んでまいります。

次に、本市DX、デジタルトランスフォーメーションの取組につきまして御報告いたします。このたび市内の11保育園において、施設運営支援に向けたICTサービスを導入し、令和6年7月22日より稼働をいたしました。このICTサービスの導入により、園児の登降園管理や園からのお知らせの確認、園児の欠席並びに登園時間の連絡など、保護者がスマートフォンアプリを通して園と簡単にやり取りすることが可能になることから、保護者の利便性を大きく向上させることができたと考えております。また、保育園といたしましても、保育士による日報記録や保護者への連絡ノート記載をデジタル化することで入力を簡略化することができ、業務の効率化が進められ、より多くの時間を園児との時間に充てることができることから、保育の質を高められるものと期待をいたしているところであります。また、道路除雪におきましては、車両に搭載したGPS機器から位置情報を取得し、除雪車の稼働状況や除雪にかかる時間などをリアルタイムで把握することができるシステムを本年度導入することといたしております。これにより効率のよい除雪車両の運用や計画的な作業の実施に大きく貢献するほか、市民からの問合せに対しても的確にお答えできることになると期待をいたしているところであります。介護保険事業におきましても、介護認定審査会のペーパーレス化に取り組むことといたしております。審査会に係る資料をクラウドで提供することにより、

専用のアプリにより事前にウェブ上で審査会資料の確認ができる環境を提供することといたしております。これにより円滑な審査会の運営を実現してまいりたいと考えているところであります。現在本市では、村上市デジタルトランスフォーメーション推進方針に基づき、様々な分野でデジタル化による業務改革を進めておりますが、いずれの分野においても市民の利便性やサービスの質の向上を目指しながら、業務の効率化や省力化などが同時に達成されるよう、引き続き取組を進めてまいります。

次に、令和6年第2回定例会で御報告を申し上げた後の各報告事項につきましては配付資料のとおりとなっております。火災の発生状況につきましては、建物火災など合わせて2件の発生となっております。

寄附のお申出につきましては、配付資料のとおりであり、多くの方から善意が寄せられております。ふるさと村上応援寄附金につきましては、令和6年5月から令和6年7月の間に5,326件、8,747万9,000円の申込みをお受けすることができました。深く感謝を申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上、御報告いたします。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君）　おはようございます。1点お聞かせ願いたいと思います。

令和4年8月3日の大雨災害に基づく復旧、非常に順調に進んでいるということで、関係各位の皆さん方の本当に御尽力のたまものだなというふうに思っている次第でございます。1つ確認しておきたいのは、被災者の生活支援ということで、たしか村上市の社会福祉協議会に、相談支援センターですか、設置して、この間いろいろな相談、生活支援に取り組んでいると思いますが、何か話によると9月いっぱいですれが閉じるという話を聞いているのですが、借り上げの仮設、9月いっぱいですれみな閉じて大丈夫なのかなって、非常に素朴な質問で申し訳ありませんが。

○議長（三田敏秋君）　福祉課長。

○福祉課長（太田秀哉君）　見守り支援センター、現在設置しております。支援センターにつきましては、昨年度来、相談の内容がかなり変化してきておりまして、直接被災に係るものから一般的な介護の問題であったり、身体の問題であったり、はたまた通常の生活の部分、こういったところでの相談が主となってきております。また、社会福祉協議会で運営しておりますが、社会福祉協議会の職員並びに保健師さんなんかとも関係性がきちんと構築されまして、一般事業において各種相談対応というのは十分可能だということで、9月いっぱいで見守り支援センターのほうは閉じると。ただし、引き続き支援のほうは一般施策の中で継続していくということとしております。

○議長（三田敏秋君）　上村正朗君。

○5番（上村正朗君）　一般施策の中で社協さん含めてしっかり支援していただくという話で安心し

たのですけれども、何か関川の社協は今年度いっぱいという話も聞いているのですけれども、その辺何か業務的な、整合性というか、関川は関川の考え方があろうと思いますけれども、その辺情報共有とかはされているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（太田秀哉君） 関川村社協さんと村上市社協さん、それぞれで連携は取れております。それぞれの考え方の中で、関川村さんのほうでは今年度いっぱい、村上市におきましては9月いっぱいということで整理をさせていただいております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 了解いたしました。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） おはようございます。

今諸般の報告の中で太平電業のことが出てきましたが、先般、山辺里の農村改善センターですか、農村改善センターというのか、そこで説明会があったわけでございますけれども、その後に山辺里の住民数名から私のところに連絡がございまして、全く話を聞いていないと。いわゆる木質バイオの発電の話で、これはもう決まっているのかというところまで私に連絡がございまして、私は市長肝煎りでやっているから、前へ進んでいっていると思いますよということは言いましたけれども、やり方としてあまりにも勇み足で進んでいるのではないかなという気がしてなりません、例えばあそこの山辺里地区の、300メートルですか、近隣の住民を優先的にという話がございましたけれども、その前に山辺里地区全般にわたっての区長会とか、そういうところでうまく周知させた上で物事を運んでいくべきなのだろうと思いますけれども、参加された人は唐突で、臭いとか騒音とかそういった話も出たということもありますし、やっぱり不安でしょうがないということもありました。市長、その辺どういう御指導なさっているのですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 御指摘のとおり、こういった事業を進めるに当たっては非常に丁寧にやらなければならないということ、私常々申し上げておりまして、これまでの間、関係者、また地元の方、加えてこの件につきましては、法の規制上というのかな、詳細については課長のほうから答弁させますけれども、そういったものについて、それでエリア、近隣の皆さんだけに説明をするということなのだけれども、やっぱりこれ市民全体に説明するべきだろうというふうな話を含めて、これまで数次にわたって説明をしてきました。それで、8月に住民説明会の開催をさせていただいているという、そういった経緯をたどっておりますので、これまでのアプローチについてのスケジュール感につきましては、課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（三田敏秋君） 企画戦略課長。

○企画戦略課長（山田美和子君） 今回のプロジェクトのことなのですけれども、昨年9月に今回

このようなお話をいただきました。こちらのお話は、本市ではゼロカーボンシティーを目指すということを記載してありまして、本市の政策と合致するということで今回取組を含めました。そして、今年の7月に正式にこういう相手方から進めたいというような話を受けてということで、大変期間が短い取組となりました。山辺里地区なのですが、実は8月の初めには日下ですとか近くの周辺の役員の方にはちょっとお話をさせていただきました。そして、23日に臨みまして、翌日には市民全体の説明会をいたしたというところでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） いや、ですから日下とか、例えば天神岡とか、もしかして役員会とかそういったところに行ってお話はしたのかもしれませんが、それは。しかしながら、多くの住民は知らないのですよ。この現実を企画戦略課長も捉えて、そしてせっかくいいことしようとしているのに、せっかくやろうとしていることがいいことしているのに、後から文句が出てくるような。聞くとところによると、もう決まっているのかよと、決まったの、それという声ですよ。だから、上手にその辺うまく住民に対しての説明をして、そして一体化を示した上で進めていくべきだろうと、こういうふうに思いますけれども、企画戦略課長、どう思いますか。こうやってきたからこうだとかではなくて、現実を見て言ってもらいたい。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 課長のほうからは、これまでの取組のスケジュール感について答弁をいただきますということでお話をしました。これまでの日程に基づいての対応についてお話をさせていただきました。それこそ令和4年の8月の豪雨災害に遡って太平電業さんとの関わりは発生をしたわけでありまして。そうした中で、当然これについては丁寧に進めましよう、先ほど申し上げたとおりの対応をしてきたつもりではありますけれども、まだその部分が足りなかったという御指摘でありますけれども、今後その辺についても徹底的に丁寧に御説明を申し上げながら、まさに本市が目指す2050年のゼロカーボン、これを実現する大きなファクターになりますので、これはしっかりと丁寧に説明をした上で進めてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） セっかくのものをそういったことのないようにきちんと説明をした上で、そして周知されて、そして人から勇み足って言われない手法の中で物事を進めていてもらいたいなと思っております。成功をすることを祈っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第4 請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の実現に関

する請願

○議長（三田敏秋君） 日程第4、請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の実現に関する請願を議題といたします。

紹介議員から補足説明を求められておりますので、発言を許します。

5番、上村正朗君。

〔5番 上村正朗君登壇〕

○5番（上村正朗君） おはようございます。新緑会の上村正朗でございます。請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の実現に関する請願につきまして、請願の紹介議員として補足説明をさせていただきます。

お手元の請願書、意見書案を御覧いただきながらお聞きしていただきたいと思います。請願の趣旨につきましては、請願書及び意見書案でぜひお読み取りいただきたいと思います。若干の説明をさせていただきます。請願書に記載のとおり、本請願が求めることは、1、人道目的の停戦及び人質の即時・無条件の解放、2、国際人道法を含む国際法の遵守、3、民間人の被害の最小化、人道支援物資の供給を通じた人道危機の改善の3点であります。イスラエルやハマス、どちらの側にも立たず中立の立場で双方に戦闘の停止、ハマスが拉致した人質の解放を求めています。さらに、国際法の遵守及び民間人の被害の最小化と人道支援物資の供給という、現状において人道最低限度の要望となっています。

昨年10月7日から始まったイスラエルとハマスの戦闘で、今まで4万人以上の方々が亡くなりました。そのうち女性と子供たちの死者が1万6,000人を超え、瓦礫の下にまだ1万人以上の方々の御遺体が残されていると報道されています。8月14日付、イギリスBBCの報道を紹介いたします。パレスチナ自治区ガザ地区の中部デイル・アル・バラフで、生まれたばかりの双子が父親が出生証明書を受け取りに外出した間にイスラエルの空爆で亡くなった。男の子のアッセルちゃんと女の子のアイセルちゃんは、父親のモハメド・アブ・アルクムサンさんが出生証明書を受け取りに行ったときに、生後僅か4日目だった。モハメドさんは、外出中、隣人から自宅が爆撃されたという電話を受け取った。この空爆では、モハメドさんの妻と双子の祖母も亡くなった。ガザ地区保健省によると、昨年10月7日に始まった戦闘によって118人の新生児が亡くなったという。私にも4人目の孫が6月5日に生まれましたので、全く同じ時期に生まれた新生児がガザ地区で本当に悲惨な思いをしているということに胸が締めつけられるような気がいたします。このような悲惨な戦闘が毎日のように行われています。

今ガザで起きていることは、人間の尊厳の破壊であり、文字どおり人道の危機であります。私たちの力は小さなものですが、決して無力ではありません。今こそ平和を望む願いを、村上市議会、村上市民の良識を全世界に向けて示していただきたいと思います。

全ての皆様から本請願に対する御理解と御賛同を賜りますことを心からお願い申し上げまして、

私からの補足説明とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第2号については、会議規則の規定によって、請願文書表のとおり総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5　請願第3号　現行の健康保険証とマイナ保険証の両立に係る意見書採択を求める請願書

○議長（三田敏秋君）　日程第5、請願第3号　現行の健康保険証とマイナ保険証の両立に係る意見書採択を求める請願書を議題といたします。

紹介議員から補足説明を求められておりますので、発言を許します。

3番、野村美佐子さん。

〔3番　野村美佐子君登壇〕

○3番（野村美佐子君）　現行の健康保険証とマイナ保険証の両立に係る意見書採択を求める請願書の紹介議員として補足説明を行います。

マイナ保険証の利用率は、保険証廃止、括弧つき廃止まで4か月になりましたが、まだ1割程度にしかなっていません。昨年6月21日、政府は省庁横断の対策本部を設置し、カードの取得者向け専用サイト、マイナポータルで閲覧できる医療や年金、福祉など29項目のデータの総点検を実施しました。トラブルが相次いだからです。そして、首相は記者会見で、保険証の全面的な廃止は国民の不安を払拭するための措置が完了することを大前提とすると条件をつけざるを得ませんでした。ところが、総点検後も資格確認ができないトラブルは続いており、4月25日に新たに545件のマイナ保険証のひもづけ誤りが発覚しています。さらに、特別養護老人ホームなどの介護施設では、保険証がマイナカードになった場合、管理できないという声が9割以上に上っています。これは、法で厳重管理が定められたマイナンバーが表記された保険証は扱いが難し過ぎることが理由です。また、マイナ保険証には保険証番号の記載がなく、災害時や停電時など機械が動かなくなったときに保険証番号が全く分からず、日常生活の中でも通信障害はよくあることなのですが、そんなときに全額支払いになるおそれもあるのではないのでしょうか。全てを急いでデジタル化するのではなく、一部保険としてアナログを残しておくという選択はとても重要だと医療関係者も言っています。

今年5月、マイナンバー提出の協力が得られず、保険証情報のひもづけが未登録の件数は15万件もあり、ひもづけ作業もままならない現状なのに進めようとしています。政府は、昨年度の補正予算で217億円も計上して利用促進支援策を行いました。利用促進集中取組月間に5月から7月を指

定し、マイナ保険証の利用が昨年10月より一定以上増加した医療機関や薬局への支援金の上限額を、病院は1か所40万円、診療所・薬局は20万円に6月下旬に倍増させました。しかも、申請は不要です。支援金の要件は、一定の利用人数増、窓口で厚労省の指定ポスター掲示、厚労省作成台本に沿った声かけと指定チラシの配布徹底、これだけです。一言申し添えると、今年度予算で訪問介護の基本報酬が2.3%引き下げられましたが、この国費は年50億円です。利用促進に217億円の予算をつけて、これだけの国費を使っても進まない利用率は、個人情報が入ったカードは持ち歩くと紛失が心配、個人情報が守られるか、トラブルが心配だ、暗証番号が覚えられないなど、国民の理解が進んでいないからではないでしょうか。

最後に、日本の公的医療保険制度は、券面に資格情報が記載された健康保険証が交付されることで医療機関でスムーズな資格確認ができ、全ての国民に必要な医療を保障してきました。しかし、12月2日以降に発行される資格確認書は、法律上は被保険者の申請により交付するとされており、申請なしの交付は今回の当面の間の措置にすぎません。

以上の観点から、現行の健康保険証を廃止することは大きな混乱を招き、日本が世界に誇る国民皆保険制度を揺るがすことにもなりかねません。高齢者の多いこの地域でこそ、政府は健康保険証廃止を撤回し、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を行うことを求める意見書に御賛同いただけるよう心からお願いして、補足説明といたします。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第3号については、会議規則の規定によって、請願文書表のとおり市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第6　請願第4号　訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書

○議長（三田敏秋君）　日程第6、請願第4号　訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書を議題といたします。

紹介議員から補足説明を求められておりますので、発言を許します。

3番、野村美佐子さん。

〔3番　野村美佐子君登壇〕

○3番（野村美佐子君）　訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書の補足説明を行います。

高齢者の在宅介護を支えてきた訪問介護事業所が、この5年間で8,648か所も廃止されました。厚生労働省は、訪問介護事業所数が増加傾向だと宣伝していますが、サービス提供の悪い中山間地などの事業所が大量に廃止され、都市部に新設された事業所に置き換わっているのが事実です。新

設された事業所は、訪問の移動距離が長くなる効率の悪い地域には進出せず、サービスつきの高齢者住宅などを集中的に訪問するところが激増しています。高齢者1万人当たりの事業所数は、10.6か所から10.1か所に減っていますが、最も少ない新潟県でも5.8か所から5.7か所に減りました。村上市でも1事業所が訪問介護事業を来月から廃止することに決めたと聞いています。訪問介護の基本報酬を低く抑えてきたことで、特に中小・零細業者がコロナや人員不足、物価などの影響で苦しい経営を続け、4割が赤字経営という中での今回の4月の訪問介護の基本報酬引下げは、在宅介護を支えてきた事業者を突き落とすものです。村上市は、地域も広く、高齢者人口も増え、独り暮らし世帯や高齢者だけの世帯も増えています。住み慣れた地域でいつまでも暮らしたいという願いに応える訪問介護事業がこのままでは維持できなくなります。決まったことだから仕方ないと思う方もいると思いますが、全国から怒りの声が上がると、衆院厚生労働委員会は、自民党を含む全会一致で、改定の影響について訪問介護事業者等の意見を聞きながら速やかに、かつ十分に検証することを求める決議、つまり議会が政府に検証を求めるという異例の事態になっています。次期改定の3年後を待たず訪問介護の基本報酬引下げの撤回をし、その上で地域を支える事業所の経営が成り立つ介護報酬に改めるよう、影響が深刻なこの村上の地方議会から国に声を上げることが求められていると思います。

ぜひとも皆さんの御賛同をいただけるよう心からお願い申し上げて、補足説明といたします。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第4号については、会議規則の規定によって、請願文書表のとおり市民厚生常任委員会に付託をいたします。

それでは、11時まで休憩といたします。

午前10時48分　　休　憩

午前11時00分　　開　議

○議長（三田敏秋君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第7　報第14号　公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告について

報第15号　公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告について

○議長（三田敏秋君）　日程第7、報第14号及び報第15号の2議案は、いずれも公益財団法人の経営状況の報告についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました法第14号及び報第15号につきまして、一括して御報告を申し上げます。

これらの2件は、いずれも村上市が出資をいたしております2つの法人につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告するものであります。

初めに、報第14号は公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告についてであります。当該公社は、自然、伝統、文化、歴史的遺産、物産等の観光資源を掘り起こし、維持、保存し、これを有効に活用することにより、地域文化及び地場産業を基盤とした観光の振興並びに創造性豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に運営をいたしております。平成18年度から指定管理者として村上市民ふれあいセンター、イヨボヤ会館、おしゃぎり会館等の管理運営を行っております。これに加え、平成29年度からは縄文の里・朝日の管理運営を行っているところであります。

令和6年度の事業計画は、同公社の定款第4条の規定による観光振興や教育、文化、芸術振興等の公益目的事業及び同定款第5条の規定によるオリジナルグッズの製造、販売、そして施設管理等の収益事業を行うこととし、事業費は総額2億3,054万50円といたしております。

また、令和5年度の事業実績では、計画されました公益目的事業であります観光PRや収益事業のオリジナルグッズの製造、販売、施設の管理事業など、それぞれ事業目的に沿って実施をいたしております。収支につきましては、配付の事業実績報告書のとおりであります。

次に、報第15号は公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告についてであります。当公社の前身である財団法人山北町産業振興公社は、平成10年3月に農林業の担い手育成や作業支援、地域資源を活用した事業の取組により地域産業の振興を目的に設立され、現在に至っております。近年では、特に中山間地等で耕作条件が不利な地域における農作業受託と農地管理を担うことで国土保全と山北地域の農業振興に大きく寄与しているところであります。

令和6年度の事業計画につきましては、農業収益事業で前年度より2.4ヘクタール増の山北地域内14集落109戸の約32.4ヘクタールの農地において管理を行うこととし、作業効率及び収益の向上を図るため、作付品種をコシヒカリと酒米の五百万石の2品種にするとともに、反収と品質の向上を図るための取組を引き続き行うことといたしております。また、新たな取組として、中継集落においてドローンによる防除作業を実施をいたしております。国土保全収益事業では市道及び林道の管理業務を、収益事業では除雪作業に取り組み、職員の雇用維持に努めていくことといたしております。

令和5年度の事業実績につきましては、農業収益事業で、梅雨明け以降の記録的な猛暑により3等米評価となる農家が多い中、コシヒカリで品位1、いわゆる本来であれば1等米評価となる基準である品位1評価であります。コシヒカリでこの品位1が58.5%、五百万石で品位1が79.4%と

品質はよかったものの、ＪＡカントリーエレベーターを利用していることから、一律３等米評価となり、結果として大幅な減収となりました。また、収益事業についても、少雪による除雪作業の減少により収入が計画を大きく下回る結果となりましたが、国土保全収益事業で計画を上回る収入を確保することができたことや、支出面で経費節減に努めたことから利益を確保することができました。収支につきましては、配付の事業実績報告書のとおりであります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第８　報第１６号　令和５年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
の報告について

○議長（三田敏秋君）　日程第８、報第１６号　令和５年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長　高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君）　ただいま上程いただきました報第１６号につきまして御報告を申し上げます。

本件は、令和５年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により議会に御報告するものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

１６番、姫路敏君。

○１６番（姫路　敏君）　議長、これ監査委員について質疑すればいいのかな。

○議長（三田敏秋君）　報告者が市長だから、市長に質問してください。

○１６番（姫路　敏君）　この意見書についてですか。

○議長（三田敏秋君）　いや、今の議題に関して。

○１６番（姫路　敏君）　この意見書についての日程はありますか、監査委員の。

○議長（三田敏秋君）　監査に関わる部分であれば監査委員から答弁を受けるということで。

○１６番（姫路　敏君）　では、この意見書の中身についてもいいですね、監査委員に聞いていきますが。

○議長（三田敏秋君）　はい。

○16番（姫路 敏君） よろしいですね。

○議長（三田敏秋君） はい。

○16番（姫路 敏君） それでは、監査委員のほうにお聞きしたいのですが、決算の意見書なのですが、36ページ、10のむすびというところ、ちょっと御覧いただきたいと思います。これは、監査委員が書いたものですから、その件について私のほうからちょっと聞きたいのですが、（１）……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○16番（姫路 敏君） いいですか、続けて。大丈夫ですか。

（１）、決算状況について……いいですか。

○議長（三田敏秋君） まず質問を受けてみないと、ちょっとあれだという判断つかないというので、どうということなのだからちょっと発言してください。

○16番（姫路 敏君） いや、これの中身について質疑したいのです。もうここしかないですよ、質疑する場所が。

○議長（三田敏秋君） 質問まずしてください。

○16番（姫路 敏君） いいですか。

○議長（三田敏秋君） それから判断しますので。

○16番（姫路 敏君） 36ページの10のむすびのところなのですが……

○議長（三田敏秋君） どうぞ。

○16番（姫路 敏君） いいですか。

（１）、決算状況についてなのですが、「本年度の決算状況は、一般会計及び特別会計の合計で歳入589億8,875万円、歳出550億1,478万円で、繰越明許費等の繰越財源を差し引いた実質収支は、36億8,407万円の黒字となった」、ここなのです。黒字となったという部分は、非常に私は違和感を覚えるわけです。「各会計とも、繰越された事業を除き計画に沿って執行されている」、これは計画に沿って執行されていればそれでいいのしょうけれども、この部分の解釈なのですが、行政は民間とまた違うところもございましょうけれども、この黒字となったという部分について、そういう解釈でよろしいのか、ここら辺なのです。そういう解釈をしたから黒字って書いたのだらうけれども、私に言わせれば、これから３年間の財政関係でも健全化集中取組期間として設けてやっていこうというさなかに、黒字であったという部分が物すごく違和感を覚える。ここについて、監査委員のほうでどういうふうな解釈でそうなったのかをお聞きしたい。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（宍戸由喜夫君） 今の質問にお答えいたします。

ここで言う黒字というのは、予算の数字に対して収入支出の差引き差額が赤字にならなかったという意味で、多分民間の計算と違うというのは実質収支の話だと思うのですが、それとは別に、いわゆる公会計の歳入歳出の差引きで赤字にはならなかったという意味の黒字です。

以上。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 行政ではそういう解釈をするのだからかもしれませんけれども、2ページ目、総括のところを御覧いただきたいと思います。この総括のところの真ん中辺りにも、何が書かれているか。令和5年度の決算収支状況は、一般会計では歳入432億2,030万3,000円、歳出396億3,105万6,000円となり、歳入歳出の差引額で35億8,924万7,000円が黒字になった。今監査委員言われるのは、収入に対して支出を引き算するとこれだけ残るよというところが黒字という表現であるのだということでしょうけれども、何と借入れの金額が相当数あるのです。借入れも収入の中入ってきているのです、これ。当然支出の部分も公債費で出てくるのでしょうかけれども、これは民間企業からするとどうしてもおかしい話というふうに感じられます、私は。しかも、3ページの特別会計の内訳のところ、土地取得関係はもう100%借入れか一般財源から繰り入れて、それで物事しているわけです。もう一つは、情報通信、これも一般会計から6,000万円ほど持ってきている。市債で1,070万円入れて、何と65%がほかからのものに頼って物している。そして、蒲萄スキー場の特別会計、一般会計から繰入れて3,320万円、市債で2,880万円、計6,200万円の収入のうち85%をそれに頼ってやっている。だからこそ閉鎖しなければならないという話も出てきたのでしょうかけれども、これを全部足して黒字だという表現をされると、何を私言いたいのかというと、財政健全化をしようとして、3か年でやるというのに、黒字だと言われたら市民どう思いますか。黒字ならばそんな余計なことしなければいいではないかと、こういう話に変わるわけですよ。私は、物すごくそこが違和感を感じる。これやっぱり表現をするときには、その辺細心の注意を払っていただきたいのですが、監査委員としてはどう感じますか、そこら辺。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（宍戸由喜夫君） 監査委員という立場でお答えさせていただきます。

今おっしゃるのは、国なんかでも言うプライマリーバランス、単独収支という話だと思うのですが、あくまでも監査委員の立場では、行政が計画をした予算が適正に執行されているかどうかの中身のチェックというのが仕事になっておりますので、本来あるべきプライマリーバランスを保持するためにどうすべきかということを意見する立場にはないと考えております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） そこで、大変監査委員には失礼な話ですけども、提案の文章を私なりに書いて、監査委員に参考までにお知らせしたいと思いますが、今後は黒字という表現ではなくて、歳入から歳出を引くとその差額も生じており、行政用語では黒字ということになるが、借入金に依存する会計体質は以前より変わらず、今後も厳しい財政運営が予想される。現在村上市は、財政健全化集中取組期間と位置づけ、令和6年から令和8年の3年間は徹底的に歳入歳出の見直しに取り組んでいる。一刻も早く持続可能な財政運営ができるように改善することを期待するとかとい

う言葉が載っていれば、これこそが市民に向けて発信できる内容だと思うのです。これ読んだ市民は、何だよ、黒字でねえかよという、そういう錯覚に陥らないような表現にしてもらいたいと思いますけれども、参考までに、大変失礼ですけれども、私なりに書きましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（宍戸由喜夫君） 大変貴重な御意見ありがとうございます。ぜひ参考にさせていただきます。

○16番（姫路 敏君） 以上、終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。
報告を終わります。

日程第9 議第71号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第71号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第71号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和6年度村上市一般会計補正予算（第5号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会の御承認を求めるものであります。

補正の内容といたしましては、新型コロナウイルス予防接種において亡くなられた方が健康被害の認定を受けたことから、給付金支給のための経費を追加したものであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,450万円を追加し、予算の規模を369億4,850万円といたしました。

歳入におきましては、第15款国庫支出金で新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金4,445万8,000円を、第20款繰越金で前年度繰越金4万2,000円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第4款衛生費で新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金として、予防業務経費に4,445万8,000円を、第14款予備費で4万2,000円をそれぞれ追加をいたしました。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

5 番、上村正朗君。

○5 番（上村正朗君） すみません、ちょっとお聞かせください。

内容は、どういう趣旨のものかは非常によく分かりました。大変不幸な事案だというふうに思いますけれども、すみません、この案件としては個別案件で、お亡くなりになったのはお一人ということではよろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（押切和美君） 人数ではお一人です。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5 番（上村正朗君） 私何か初めてのような気がするのですが、接種始まって数年たつわけですが、給付金の対象になった方は今まで何人いらっしゃったのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（押切和美君） 給付金ということで、医療手当も含めてよろしいですか。

○5 番（上村正朗君） はい。

○保健医療課長（押切和美君） 医療手当等含めまして、現在この方を含めまして8名（ 部分は45頁に発言訂正あり）になります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5 番（上村正朗君） 最後に、8人ということで、その中で亡くなった方はこの方含めて何人ということですか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（押切和美君） 亡くなられた方は1名です。

○5 番（上村正朗君） ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第71号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第71号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第10 議第72号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第6号）

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第72号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第72号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和6年度村上市一般会計補正予算（第6号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,200万円を減額し、予算の規模を369億1,650万円にしようとするほか、継続費及び地方債の補正を行うものであります。

補正の内容であります。本年度、令和6年度一般会計当初予算において御議決をいただきました荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修事業につきましては、建築工事を令和6年度、令和7年度の継続事業とし、同事業に係る電気設備工事及び機械設備工事については令和6年度の単年度事業として、建築工事の請負者決定後に発注することとして事業に着手をいたしたところであります。本事業に係る建築工事については、去る令和6年8月6日に入札を執行したところ、入札金額が予定価格を大幅に上回る結果となり、結果、不調となったところであります。直ちに原因について調査を行ったところ、屋根改修における防水工事及び仮設足場工事において設計単価に大きな差が生じていたことが判明をいたしました。屋根改修における防水工事においては、設計書に誤った工法を記載していたこと、また屋根の勾配を考慮せずに単価を設定していたことが原因であり、仮設足場工事においては、内部足場で現場の高さと合わない誤った単価を使用していたことが原因でありました。改めて個々の工種に係る単価について再調査を行い、再積算の上、建築工事に係る不足する経費についてこのたび追加をお願いしようとするものであります。また、これにより建築工事の着手日が後ろ倒しになることから、当初計画では令和6年度に工事の完了を見込んでおりました電気設備工事及び機械設備工事につきましては、令和6年度、令和7年度の2年度にまたがることとなることから、事業費に変更はないわけではありますが、改めて令和6年度、令和7年度の継続事業とする補正をお願いしようとするものであります。

改めて補正の内容についてであります。第2条、継続費の補正並びに本日御提出をいたしました補正予算案の概要、一般会計（第6号）で御説明を申し上げます。建築工事において設計額の調整により不足する工事費8,140万円を追加し、継続費の変更を行うほか、電気設備工事及び機械設備工事においては、当初令和6年度の単年度工事の予定であったことから継続費に含めておりませんでした。工事スケジュールの見直しにより工期が2年度にまたがることから、令和7年度までの継続事業とし、新たにそれぞれ継続費として追加したことから、継続費の総額を5億4,330万

円にしようとするものであります。これにより、令和６年度予算におきましては電気設備工事及び機械設備工事の工事費を継続費としたことから、令和７年度予算に移行した工事費が減額となり、歳入におきましては、第22款市債で保健体育施設整備事業債3,200万円を、歳出におきましては、第10款教育費で体育施設経費3,200万円をそれぞれ減額しようとするものであります。

第３条、地方債の補正につきましては、保健体育債の限度額を変更しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

本件は、去る８月26日開催の議会運営委員会で御協議をいただいております、委員会付託を省略し、討論の後、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　討論なしと認めます。

これから議第72号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第72号は原案のとおり可決されました。

日程第１１　議第７３号　村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君）　日程第11、議第73号　村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長　高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君）　ただいま上程をいただきました議第73号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議第73号は、村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでありま

す。本案は、令和6年12月2日から実施されますマイナンバーカードと健康保険証の一体化により、マイナンバーカードを用いて被保険者情報を確認する事務を追加するなど、条例に所要の改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第73号については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第12 議第74号 村上市空家等を除却した土地に係る固定資産税の減免に関する
条例制定について

議第75号 子どもに係る医療費助成の一部負担金無償化に伴う関係条例の
整備に関する条例制定について

議第76号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正
する条例制定について

議第77号 村上市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定
について

議第78号 村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正す
る条例制定について

議第79号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議第80号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第74号から議第80号までの7議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第74号から議第80号までの7議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第74号は村上市空家等を除却した土地に係る固定資産税の減免に関する条例制定についてであります。本案は、令和6年3月に策定いたしました第2期村上市空家等対策計画に基づき、空き家を除却した後の敷地にかかる固定資産税に対する負担軽減制度を導入することで、空き家における適切な管理を促進し、市民の良好な生活環境の確保を図るため、条例を制定するものであります。主な内容につきましては、住宅である空き家を除却した後の土地にかかる固定資産税に

については、通常どおり算出した固定資産税の額と、住宅用地特例を適用させて算出した固定資産税の額との差額に相当する額を減免しようとするものであります。減免期間は、空き家を除却した日の属する年の翌年1月1日を賦課期日とする年度から3年間であります。

次に、議第75号は子どもに係る医療費助成の一部負担金無償化に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてであります。本案は、子ども・子育て支援施策の拡充を図り、本市が目指す安心して子供を産み育てられるまちづくりを推進するため、子供に係る医療費助成制度について、入院時の一部負担金を令和7年度から無償化とすることとし、関係する条例を一括して改正するための条例を制定するものであります。

次に、議第76号は村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示が令和6年3月5日に公布され、入院時の食事療養に係る自己負担額が6月1日から引き上げられたことに伴い、県のひとり親家庭等医療費助成事業実施要領が令和6年7月に改正されたことから、県要領に準じて改正を行うものであります。これに加えて、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年7月31日に公布されたこと並びに令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証の一体化が実施されることにより、条例に所要の改正を行うものであります。

次に、議第77号 村上市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議第78号 村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について並びに議第79号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての3議案につきましては、いずれも令和6年12月2日から実施される健康保険証とマイナンバーカードの一体化に伴い、条例に所要の改正を行うものであります。

次に、議第80号は令和7年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者について、議会の御議決をお願いするものであります。本案は、福祉センターゆり花会館に係る指定管理者の指定について、公募によらず、現在の指定管理者である村上市社会福祉協議会に引き続き指定しようとするものであります。指定期間は、令和12年3月までの5年間であります。なお、選定の経緯、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しをいたしましたので、併せて御参照をお願いいたします。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第74号から議第80号までの7議案については、議案付託表のと

おり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第 13 議第 81 号 村上市蒲萄スキー場条例等を廃止する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議第81号 村上市蒲萄スキー場条例等を廃止する条例制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第81号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議第81号は、村上市蒲萄スキー場条例等を廃止する条例制定についてであります。本案は、村上市蒲萄スキー場について、令和6年度の営業をもって閉鎖することとし、関連する条例を廃止するものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

6 番、菅井晋一君。

○6 番（菅井晋一君） 蒲萄スキー場についてであります。今さら私から言うまでもなく、県内では最北端のスキー場として、当時の朝日村が村おこしの一環として開発を行って、村営スキー場として昭和63年にオープンし、ゲレンデからの眺めがよく、山頂から日本海、鳥海山、月山、朝日連峰を一望にできる、積雪量、雪質とも良好なスキー場として親しまれてきたものでございます。私自身、合併前に1シーズンここに勤務し、たくさんのスキー仲間と親しくお付き合いをした、そういう記憶もございます。現在、村上市においてはスキー場を閉じるという方針もお聞きしていますが、そうするとこれが最後のシーズンに入ろうかというこの時期にであります。スキー場廃止の条例を提案する意図をお聞きしたいと思います。今でなくても、シーズン終了後でも、3月議会でもいつでもいいのに、この36年を超える歴史と伝統あるスキー場であります。そのフィナーレにふさわしい仕掛けや配慮を望みたいのが私の思いでございます。廃止するにしても、地域にはお話しされているとお聞きしましたが、それでは具体的な解体の経費とか、それから貸し借りしている土地の、原形復旧という、そういう契約になっているかと思いますが、原形復旧などできるわけもなく、駐車場はかつては田んぼだったと記憶しております。そういう廃止後のことどうなるのか、やはり詳しく住民に説明して理解してもらうことのほうがまず先ではないかと思います。どうしてそういう詳しい話もされていないのに廃止の条例を先に出すのかという、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 御指摘のとおり、これまでこれについては随分と時間をかけて、数年にわたって、地元関係者も含めてでありますけれども、利害関係者も含めて説明を申し上げてきました。今ほど議員のほうから、それを説明した上で廃止条例なのではないかということでもありますけれども、具体的には沿線の促進協議会の皆様方にも説明をさせていただいたところでもあります。そうした中で、御地元の意向も確認をさせていただいて、やっぱり残してほしいという意見も随分あるわけでありますから、それとあとは村上市の今後の持続可能な行政運営とどうその辺のバランスを取っていくかということをさんざん議論させていただきました。それ地元にもお話をさせていただいたところでもあります。ですから、しっかりとその部分についてはお伝えをしているという認識で私はいます。なぜ今廃止条例なのかということ、御指摘ごもっともだというふうに思っております。ただ、今シーズンこれから迎えるわけでありますけれども、ファイナルに向けてしっかりとした取組を企画して御提案をするということで、当初予算のときにも説明を申し上げたというふうに承知はしておりますが、その中で閉鎖すること、やっぱりこれハレーションも起きますので、その辺のところ丁寧に進めなさいという御指摘だと思いますので、そのところについては丁寧に進めていきたいというふうに思っております。特段今回出したというものについての意図はありません。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○6番（菅井晋一君） 意図がなくて簡単に出されるものかなと、ちょっと不思議に思います。金額的なものもあると思います。原形復旧はできないわけだから、やっぱり金銭で解決するしかないのかなというふうに思います。ぜひその辺も明らかにした上で、地域の合意を得て進めていただきたいと、そう希望します。

それから、もう一つですが、スキー場廃止の理由として、スキー場運営に必要な技術者や従業員の確保が困難であるというようなことが挙げられております。今スキー場の愛好者などでスキー場運営に関わる人材の確保など動いているというようなお話もお聞きしておりますが、市としてそれらの協力を得ながらこれから運営体制をつくっていくようなことは可能かどうか伺います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 第2回定例会のときに御答弁申し上げた後、直ちにどういう状況なのか私も慎重に調査をさせていただいております。その中で、今議員御指摘のそういうふうな形で人材確保で動いているということは私全く報告いただいておりますので、ですから今般の廃止条例の提案に至ったということでもあります。これ議会に対して今御提案申し上げている内容でありますので、議会で御判断をいただくということで、市の方針としてはしっかりと丁寧な説明を経た上で今回議会に御提案をしているという認識であります。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○6番（菅井晋一君） それでは、もう一つ伺いますが、廃止の理由の一つに、リフトなどの設備が

老朽化し、更新時期を迎えていることなど、近い将来において多額の設備投資が見込まれるということがあるらしいのですけれども、設備についてはこれまで市のほうできちんと整備、点検しており、たった今壊れるような状態ではないと聞いています。当時の初期投資であります、13億円を超えるような大きな投資をした大事な施設であります。せめて今の施設設備が使える間、3年でも5年でもやれないものかなと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 大体のシーズンですと12月の末オープンをして3月の上旬までということで、約60日を目標にしながら、60日、12、1、2月ですから90日弱ですか、やっているわけですが、昨シーズン聞いたところによると19日の営業期間ということであります。その中で、投資はそれぞれ毎年度、毎年度投資しているわけありますので、その部分と営業収益を比較をして、それは確実にやはり大きな赤字になるわけありますので、その部分をいち早く解消していかなければならないという大きな責務が実はあります。設備投資した分については、それこそ耐用年数、また状況によって運転できる状況あるのだらうというふうには思いますけれども、それを運営するためにその予算が必要だということになりますので、それを考えたときに費用対効果、これを検証させていただきまして、公共施設のマネジメントプログラム、そこでさんざん徹底的に議論した結果だということありますので、議員御指摘の意向、十分分かりますけれども、市としてはそれはできないという判断を現在しているというところであります。

○6番（菅井晋一君） ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第81号については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第14 議第82号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第7号）

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議第82号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第82号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和6年度村上市一般会計補正予算（第7号）についてであります。歳入歳出予算の総

額にそれぞれ13億7,900万円を追加し、予算の規模を382億9,550万円にしようとするほか、債務負担行為及び地方債の補正を行うものであります。

補正の主な内容といたしましては、児童手当の制度改正に伴う経費、新型コロナワクチンの定期接種化に係る経費、補助事業の精算確定に伴う国県支出金返還金を計上したほか、財政調整基金や減債基金繰入金の減額、減債基金への積立てを行うものであります。

初めに、歳入ついてであります。第15款国庫支出金で児童手当負担金などで1億2,396万円を、第16款県支出金では地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金などで717万円を、第18款寄附金では一般寄附金などで4,155万円をそれぞれ追加し、第19款繰入金では財政調整基金繰入金などで9億2,789万5,000円を減額しようとするものであります。第20款繰越金では前年度繰越金16億948万8,000円を、第21款諸収入では消防救急デジタル無線整備工事損害賠償金などで3億9,052万7,000円を、第22款市債では老人福祉施設整備事業債などで1億3,420万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第2款総務費で、空き家等管理不全防止対策経費などで5,685万円を、第3款民生費では児童手当等支給経費などで3億2,527万9,000円を、第4款衛生費では予防業務経費1億6,062万1,000円を、第6款農林水産業費ではイヨボヤ会館経費などで3,399万9,000円をそれぞれ追加し、第7款商工費では住宅リフォーム事業経費などで1,288万4,000円を減額しようとするものであります。第8款土木費では道路維持管理経費などで7,485万8,000円を、第9款消防費では常備消防総務一般管理経費261万9,000円を、第10款教育費では教育委員会事務局経費などで1,805万3,000円を、第11款災害復旧費では公共土木施設災害復旧費877万8,000円を、第12款公債費では起債償還元金1,078万9,000円を、第13款諸支出金では減債基金積立金7億円をそれぞれ追加しようとするものであります。

第2条、債務負担行為の補正は、福祉センターゆり花会館指定管理料を追加しようとするものであり、第3条、地方債の補正は、総務債などの限度額を変更しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第82号については、予算付託書のとおり、会議規則の規定によって一般会計予算決算常任委員会に付託をいたします。

日程第15　議第83号　令和6年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）

議第84号　令和6年度村上市葡萄スキー場特別会計補正予算（第1号）

議第85号　令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第86号 令和6年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

議第87号 令和6年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議第83号から議第87号までの5議案を一括して議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第83号から議第87号までの5議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第83号は令和6年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,140万円を追加し、予算の規模を4億7,540万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第4款繰越金で前年度繰越金1,140万円を、歳出におきましては、第1款総務費で施設維持管理経費1,140万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、議第84号は令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ470万円を追加し、予算の規模を1億2,970万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金194万円を、第4款繰越金で前年度繰越金276万円を、歳出におきましては、第1款総務費でスキー場の閉鎖に伴う雪崩等の調査委託料として蒲萄スキー場運営経費470万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、議第85号は令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億8,940万円を追加し、予算の規模を87億2,040万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第8款繰入金で介護保険給付等準備基金繰入金86万1,000円を、第9款繰越金で前年度繰越金2億8,853万9,000円を、歳出におきましては、第5款基金積立金で介護保険給付等準備基金積立金1億4,213万5,000円を、第7款諸支出金では国庫支出金等返還金などで1億4,726万5,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、議第86号は令和6年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案につきましては、資本的支出における出資金返還金において令和5年度に一般会計から繰入れた出資金が事業費用等の減少に伴い不用となり、本年度返還することとしたため、1,349万9,000円を追加し、総額を5億2,509万8,000円にしようとするものであります。なお、この不足する額1億3,850万2,000円は損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填しようとするものであります。

次に、議第87号は令和6年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案につきましては、資本的支出における出資金返還金において、令和5年度に一般会計から繰入れた出資金が事業費用等の減少に伴い不用となり、本年度返還することとしたため、4,549万9,000円を追加し、総額を50億6,265万2,000円にしようとするものであります。なお、この不足する額12億7,398万9,000円は損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから一括質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路　敏君）　議第83号、情報通信事業特別会計の件なのですが、10ページの歳出の朝日地区施設維持管理経費、それと神林地区施設維持管理経費とございますが、これ具体的にどのような内容ですか。

○議長（三田敏秋君）　総務課長。

○総務課長（長谷部俊一君）　こちらの会計につきましては、それぞれの光伝送路だったり、情報管理施設の管理をしてございます。各地区ごとでの会計管理というふうな形を取っておりますので、例えば修繕であればNTT柱ですとか、それから東北電力の柱に添架しておるわけですが、そういった……

○16番（姫路　敏君）　ちょっとよく聞こえない。ごめんなさい。

○総務課長（長谷部俊一君）　そういった伝送路の線の移転等が最近多くございます。そういった経費がこういうところに含まれております。

○議長（三田敏秋君）　姫路敏君。

○16番（姫路　敏君）　ちょっと理解できないのですが、もう少し丁寧に、具体的な内容を教えていただきたいのです。

○議長（三田敏秋君）　総務課長。

○総務課長（長谷部俊一君）　今回の決算に伴いまして決算附属報告書等でございます。そちらのほうにできるだけ具体的に記載をしております。そちらのほうの、これ議員のお手元のほうにも行っている資料でございます。決算附属報告書でございます。こちらの33ページをお開きいただければありがたいです。

○16番（姫路　敏君）　決算。

○総務課長（長谷部俊一君）　決算附属報告書、これ決算に伴いまして、地方自治法の規定によりまして今回作成、毎年度作成しておりますので、議員のお手元のほうに行っている資料になります。こちらの……

○16番（姫路　敏君）　これ補正予算でしょう。

○議長（三田敏秋君）　83号ね。

総務課長。

○総務課長（長谷部俊一君） 大変失礼いたしました。

先ほどの補正予算の、こちらのほうにつきましては、先ほどちょっとお話ししたのですけれども、修繕がメインでございます。修繕のほうで、先ほどちょっとお話ししたのですけれども、光伝送路、線がございますけれども、こちらの線がN T T柱ですとか、それから東北電力柱のほうに添架しておるのですけれども、近年、柱のほうの、N T Tですとか、それから東北電力の柱の立て替えが多くなってございます。こちらのほう立て替えがありますと、私どもその立て替えに伴いまして一旦移転をしなければいけないものですから、そういった修繕が今増えているということで今回補正をさせていただきます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 何となく分かりました。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第83号から議第87号までの5議案については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

日程第16 議第88号 令和5年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第16、議第88号 令和5年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第88号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和5年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。令和5年度の村上市一般会計につきましては、令和6年5月31日に出納を閉鎖し、会計管理者によって決算が調製され、市長宛てに提出されております。地方自治法第233条第2項の規定により決算書を監査委員の審査に付したところ、令和6年8月16日付で決算審査意見書が市長宛てに提出されましたので、この審査意見書を付して議会の御認定をお願いするものであります。

決算の状況につきましては、歳入総額432億2,030万2,921円、歳出総額396億3,105万5,951円で、差引き35億8,924万6,970円を翌年度へ繰越いたしました。なお、翌年度へ繰り越すべき財源2億8,981万700円を差し引いた実質収支額は32億9,943万6,270円であります。

一般会計をはじめ、この後上程される各特別会計及び公営企業会計につきましては、当初予算及び補正予算の御審議の際に御説明を申し上げた事項を、事業の効率的な運営に努めながら、議会の御議決の趣旨に沿い、忠実に執行いたしたところであり、その結果、市政の着実な進展に成果を上げたところであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第88号については、決算付託表のとおり、会議規則の規定によって一般会計予算決算常任委員会に付託をいたします。

日程第17 議第89号 令和5年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議第90号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第91号 令和5年度村上市葡萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について

議第92号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第93号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議第94号 令和5年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第95号 令和5年度村上市上水道事業会計決算認定について

議第96号 令和5年度村上市簡易水道事業会計決算認定について

議第97号 令和5年度村上市下水道事業会計決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第17、議第89号から議第97号までの9議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第89号から議第97号までの9議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議第89号から議第97号までの9議案は、いずれも令和5年度村上市各特別会計及び各公営企業会計の決算認定についてであります。令和5年度の各特別会計につきましては、令和6年5月31日に出納を閉鎖し、会計管理者によって決算が調製され、市長宛てに提出されております。令和5年度

の各公営企業会計につきましては、事業年度終了後、決算が調製され、市長宛てに提出されております。地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により決算書を監査委員の審査に付したところ、令和6年8月16日付で決算審査意見書が市長宛てに提出されましたので、この審査意見書を付して議会の御認定をお願いするものであります。

初めに、議第89号の令和5年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額、歳出総額ともに1億6,403万3,798円であります。

次に、議第90号の令和5年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額2億6,736万6,247円、歳出総額2億5,582万2,911円で、差引き1,154万5,956円を翌年度へ繰越いたしました。なお、翌年度へ繰り越すべき財源8万7,000円を差し引いた実質収支額は1,145万8,956円であります。

次に、議第91号の令和5年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額で7,253万8,786円、歳出総額6,996万1,332円で、差引き257万7,454円を翌年度へ繰越いたしました。

次に、議第92号の令和5年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額58億1,594万3,527円、歳出総額57億4,972万4,019円で、差引き6,621万9,508円を翌年度へ繰越いたしました。

次に、議第93号の令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額8億2,178万2,126円、歳出総額8億594万3,782円で、差引き1,583万8,344円を翌年度へ繰越いたしました。

次に、議第94号の令和5年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額86億2,678万2,180円、歳出総額83億3,824万1,566円、差引き2億8,854万614円を翌年度へ繰越いたしました。

次に、議第95号の令和5年度村上市上水道事業会計決算につきましては、経営状況において、税抜き損益計算書では、総収入で10億9,301万2,049円、総費用10億6,582万2,438円となり、差引き2,718万9,611円の当年度純利益を計上いたしました。資本的収支における収入額4億359万5,393円に対し、支出額8億1,176万6,057円となり、差引き不足額4億817万664円につきましては、内部留保資金で補填をいたしております。

次に、議第96号の令和5年度村上市簡易水道事業会計につきましては、経営状況において、税抜きの損益計算書では、総収入で3億2,053万5,727円、総費用3億2,018万7,286円となり、差引き34万8,441円の当年度純利益を計上いたしました。資本的収支における収入額3億1,836万7,000円に対し、支出額4億1,252万8,276円となり、差引き不足額9,416万1,276円につきましては、内部留保資金で補填をいたしております。

次に、議第97号の令和5年度村上市下水道事業会計決算につきましては、経営状況において、税

抜きの損益計算書では、総収入で37億1,731万6,342円、総費用37億344万3,575円となり、差引き1,387万2,767円の当年度純利益を計上いたしました。資本的収支における収入額37億8,380万3,140円に対し、支出額52億9,204万7,743円となり、差引き不足額15億824万4,603円につきましては内部留保資金で補填をいたしております。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから一括質疑を行います。

5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君）　お昼になりましたので、簡潔に終わらせたいと思いますけれども、議第95号から97号まで、所管の常任委員会ではございませんので、ちょっと基本的なところだけお聞かせいただきたいと思います。

この間、上下水道事業の状況、非常に課題が大きいということで、何回か審議会の傍聴もさせていただきまし、過去の審議会の議事録、資料等も読ませていただいた中で、これどうなのかなということで基本的なことをお聞かせ願いたいと思います。令和5年度の決算の話でございますので、決算の話、それについてちょっとお聞きをしたいのですけれども、決算というのは当然令和5年度の予算の執行状況であるとか、執行した結果、どういう成果があった、そういった検証をするための資料でございますが、上下水道とも非常に一般会計からの繰入れが大きかったり、なかなか水道料、下水道使用料だけでは大幅な赤字といいますか、一般会計の繰入れが多いということで、審議会のほうから去年の令和5年2月の20日に村上市上下水道事業審議会から提言書、「村上市公営企業の経営における課題と対応策」という提言書が出ています。今年の3月には答申書というのが出ているのですけれども、1年以上前に提言書ということで、基本、答申の中身と同じような問題意識、それから対応についても答申と同じような提言なのかなと思うのですけれども、提言としては、経営の健全化、一般会計繰入金金の抑制、抜本的な改革、人材確保と業務の効率化、住民への情報発信、住民参加、そういった柱に基づいて経営見直していかなくてはいけないよということだと思うのですけれども、令和5年度の例えば下水道事業決算書の事業報告の、もちろんまだ詳細に見ていませんので、不十分な理解ということになるのかもしれませんが、事業報告書の段階だけ見ると、この提言を受けて、例えば従来の計画をちょっと見直して、事業転換だとかダウンサイジングだとか、そういったことも含めて令和5年度から本格的に見直してきて、その結果こういう決算だったというような、そういう中身がちょっと読み取れないような気がするのですけれども、令和5年度始まる前に出ている提言書ですので、この提言書を受けて令和5年度こういった見直しをしたとか、もし具体的に計画、10本改築更新するつもりだったけれども、ちょっとそれはストップして、検討して5本にしておいたとか、そういった具体的に何か、その動きといいますか、提言書を見た上での見直しがありましたらちょっと御紹介いただければなと思うのですが、3つ事業がありますから、例えば下水道ではどうでございましょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 下水道の具体的な見直しの内容につきまして、課長のほうで持ち合わせがあればそのお話をさせていただきますけれども、令和5年の提言をいただいてから、それ以前から実は公営企業会計の部分については一般会計からの持ち出しが余計だねと。議員御承知のとおり、人口が減少していく、利用者が減少していく中で、インフラは変わらない。これが老朽化していくので、これのメンテナンス費用が増額する。要するに反比例の状態になっていますので、これを埋めるためにはインフラをやめるか、使用料を上げるか、こういうふうな仕掛けになるわけであります。その辺のところも審議会のほうからは真摯に御提言をいただきました。実は提言書にはない部分も含めていただきました。それを踏まえて、これから本市において持続可能な状況で公営企業会計を維持するためにはどうあるべきか、これ徹底的にスタートさせました。延命措置としてマネジメントプログラム、今下水道のこれを動かして、前から動かしているのですけれども、その中には処理施設、あと管路、これらについてもどう考えていくのかということも具体的に実は机上で検討させていただいております。ただ、すぐに例えば処理施設を閉鎖をして、そこの下水道エリアのサービスをなしにするというわけにいきませんので、そこのところについては長期プログラムの中で検討をしていく、そういうふうな形。ですから、今冒頭申し上げましたとおり、インフラの今後の在り方どうしていくのか、面整備をした下水道、今国のほうの方針も変わりました、コンパクトな部分での合併浄化槽処理、これの道も開かれておりますので、どちらがコスト的にこれから持続可能なのかということも実際に検証させてもらいながら今進めているということで、具体の事業の執行につきましては、令和7年度以降、今令和6年度でも徹底的にやっていますけれども、目に見える形で、例えば処理施設が変化する、処理施設の数がこうなる、ここのエリアは面整備としての下水道でなくて別な仕組みにするというようなことをこれから提案しようという準備を現在進めているところであります。令和5年度提言を受けてから、令和5年度に取り組んだ内容、それで現状こうなっているというものについて、具体に対応したところがあれば課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（三田敏秋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（稲垣秀和君） 下水道の施設の今後の改築更新などの計画などにつきましてですけれども、委員のほうから御指摘の令和5年度にこの提言がなされたわけですが、令和5年度の中で残念ながら施設の統廃合ですとか施設のダウンサイジングなどは行ってはいないのですけれども、これまでも既存施設に伴います更新に当たり、施設の統廃合などは行ってきた経緯がございます。具体的な例を申しますと、平成26年につきましては山北の寝屋地区で処理をしていました漁業集落排水事業がございました。その事業を近くの八幡処理区の、これ特定環境保全公共下水道事業で行われている施設なのですが、そちらのほうへ統合してきた経緯などがございます。これまでも施設の統廃合については検討してきたわけですが、今現在、農業集落排水事業にお

いて公共下水道のほうへ統合しようというような計画もございますけれども、そういった内容、今順次国の事務手続などを進めて、検討しているところでございます。実際に今後においても、集合処理といいます公共下水道ですとか集落排水下水道でこれまで処理してきた施設を個別合併処理浄化槽のほうへの転換というものも、今現在進めて検討しているところでございます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） ということで、令和5年度というか、提言書は令和4年度の末に出ていますので、令和4年度末の提言書を受けての具体的な取組は、なかなかそれはすぐにはできないのだろうなということは理解しますが、住民への情報の発信、それから住民参加でいろいろ考えることも提言されているので、それはそんなに予算が伴うことではないと思いますので、そういったこともぜひ、ぜひといっても終わったことですのであれですけども、審議会の委員さんの話を聞いていても、上下水道の利用料、使用料の改定、いわゆる値上げの議論だけが先行していると。だけれども、その前にやはりこの事業全体の在り方をどうするのか。施設整備、それから設備の改築更新、それをどうするのかということをしっかりやらなければ、これは利用料、使用料上げたとしても10年もたないのではないかなという話がございますので、ぜひその辺しっかりやっていただきたいと思うのですけれども、何かこのまんまだと、上下水道の使用料、利用料を値上げするというのは次回の9月の審議会で答申されるみたいですけども、それは決算の話ではないのでやめますけれども、どうも値上げのほうが先行していて、提言、答申を踏まえた、ダウンサイジング含めた設備の改築更新の見直し、その辺がどうも非常に遅くなっているのではないかなという危惧があるものですから、その辺お話をさせていただきました。市長の答弁としては、それは並行してというか、当然やっていくよということによろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これは、利用料金を上げればそれで終わるという話では全くありません。今ある、例えば7万人をフォローするためのインフラと5万4,000人、これからもう少し少なくなりますので、そういう減っているところをフォローするもの、でもハードは、インフラは全くそのまんまだということになりますと非効率的ですから、そこところは徹底的に、今課長答弁にもありましたとおり、統廃合を含めてやっている。また、新たな処理方式を視野に入れながらやっている。その上でこれからどれだけそれを持続させていくか。そのためには、今当然投資した額についての償還金も発生しているわけでありますから、それに対する後年度負担の部分も含めて、利用料金はこうあるべきだというのがまず1つ出てくると思います。当然これはハードと、それにかかるコスト、本来であれば公営企業会計でありますから、使用料のみで全部賄わなければならない。それを今繰入れでやっているという、こういう現実があるわけでありますから、これは徹底的に、これまでもいろんな場面でお話はさせていただいておりますけれども、公表し、市民の皆さんと共有をし

ながら、よし、ではこういうふうな形でやっていこうというふうな、その議論の醸成をしていくことが大切であります。今議員御指摘の利用料金ありきみたいな議論は全くしておりませんので、このところは誤解のなきようにお願いをいたしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 利用料金ありきで進んでいるという誤解は全くしておりませんが、設備投資というか、改築更新の見直しの検討が非常に遅れているのではないかと、そういう私問題意識があります。これは提言ですけれども、こういう状況になったのは令和4年度、令和5年度の話ではなくて、その以前から一般会計からの巨額な繰入れというのはあると思いますので、令和5年度の提言を踏まえた具体的な検討、やっとならばこれから始まっていくという、そのスピード感に非常に私は不安を持っておりますので、ぜひその辺きちんと、市民に対する説明もそうですし、上下水道、簡易水道を含めた事業の持続的な維持、発展のために、ぜひその辺真摯に真剣にスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

これは質問ではございませんが、意見ということで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 決してこれからスタートさせるということを先ほど来申し上げているわけではありません。それこそ審議会の御提言をいただきながら、いろんな場面でこれからどうあるべきかという議論しているわけでありまして。その中で、先ほど申し上げましたけれども、どういうふうな形で進めていくのか。これは、もう市民にお願いする部分もあるわけでありまして、こうなります、あしたからこうなりますというわけにいかないわけです。ですから、その辺は丁寧に積み上げをしているということでありますので、そここのところを私先ほど来申し上げております。合併協議の中で合併市町村の共通の約束事として、まず面整備は終わらせましょうということでスタートしてきました。その間、面整備が終わるまでの間、やっぱり投資はしているわけです。その間にも人口は減少していく。それをやっぱりそこまでは約束事だということでやってきました。今後は、それ以後、どういうふうな形でこのインフラをどう維持していくのか、またこれを持続させていくためにはどういうふうな体裁に持っていくべきなのか。それは、これからこの地で暮らす市民を含めた我々に課せられた責任だと思いますので、こここのところはしっかりと議論をこれからもしていくということであります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 答弁要らないと言ったのですけれども、そういうことでぜひ真摯に取り組んでいただければと思います。私どものほうでもしっかりその辺チェックさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第89号から議第97号までの9議案については、決算付託表のとおり、会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。

なお、9月6日に本会議を開き、一般質問を行いますので、定刻までに御参集願います。

皆様には大変御苦勞さまでございました。

午後 0時22分 散 会